# 平成２９年度第２回豊川市介護保険事業運営協議会議事録

日　　時：平成２９年１２月２７日（水）午後１時３０分から午後３時１５分まで
場　　所：委員会室（本庁舎３階）

出席委員：大河一夫、伊藤充宏、大橋茂樹、平野義雄、太田敏勝、白井勝
　　平田節雄、河合鉄夫、鈴木彰、小山妙子、片山佳代子　各委員
欠席委員：鈴木学　委員
事 務 局：原田福祉部次長、高橋介護高齢課長、内藤介護高齢課主幹、
　　岡本介護高齢課長補佐、近藤介護高齢課長補佐、中尾介護高齢課長補佐
　　鈴木介護認定係長、鈴木介護保険係長、磯田主任、後藤主事

（司会）
　定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。
　委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただ今から平成２９年度第２回豊川市介護保険事業運営協議会を開催させていただきます。失礼ですが、座って進行させていただきます。
　本日、鈴木学委員より欠席のご連絡をいただいていますのでご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。
　はじめに、本日の資料の確認をさせていただきます。次第、委員名簿、本協議会の要綱、平成２９年度第２回と書かれた「資料」、「参考資料」と書かれたＡ３の用紙を事前にお配りさせていただきました。
　もし、お手元にない資料がございましたら、事務局にお申し出ください。よろしかったでしょうか。それでは議事に入る前に、会長であります大河様から、一言ごあいさつをいただきたいと思います。大河会長、どうぞ、よろしくお願いいたします。

（会長）
　本年度、第２回目の介護保険事業運営協議会ということで、雪の降る中をお集まりいただきました。どの会でもそうですが、大事なことを決めていく会でありますので、よろしくご審議お願いしたいと思います。
　寒くなりまして思い出した話があります。岸信介という「昭和の妖怪」といわれた政治家ですが、年寄りが生活をする上で、注意することが３点あると言われました。まず、「転ぶな」で、皆さんご存知のとおり、転んだことから寝付いてしまうという、年寄りに一般的に言われていることです。２つ目が「風邪をひくな」で、これもやはり同じで、風邪から寝込んでしまうということです。３つ目が、岸さんらしい決め事で、「義理を欠け」というもので、年を取ってから義理があるからいろいろ出掛けないといけないというようなものも、やはり少なくしたほうが良いという話だそうです。時節柄、年賀状を出す時期になっておりますが、義理を欠くことで、その方が一生懸命、体を守っているようなところ

があります。皆さんはお元気で年賀状もたくさん出されているかもしれませんが、そんなような季節になりまして、風邪が流行っているのかいないのか、よく分かりませんが、１２月２７日ということで、この会を開くことになりました。案件は、地域密着型サービスについてということで、身近な話でありますので、活発なご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

（司会）
　どうもありがとうございました。本日の協議会につきましては、委員定数の半数以上の出席がございますので、運営協議会設置要綱第４条第２項により、議事の開催及び議決の規定を満たすことをご報告させていただきます。
　続きまして、当協議会の公開についてご説明いたします。当協議会におきましては、一部の議案を除き、原則公開となります。議事録につきましては、発言された委員のお名前を伏せまして、要点筆記の形で作成し、公開してまいりますので、よろしくお願いいたします。
　それでは、運営協議会設置要綱第４条第１項の規定にありますとおり、この会の議長は会長である大河様にお願いし、以降の会議の進行をお願いしたいと存じます。
　それでは、大河会長よろしくお願いいたします。

（議長）
　それでは議題(1)「地域密着型サービスについて」の①「地域密着型サービス事業所の指定更新（４件）について」です。
　１件目と２件目は、事務局より委員各位へ事前の報告があった案件です。また、１件目については、Ｃ委員の所属する法人が事業者となりますので、本協議会の要綱第４条第３項に基づき、Ｃ委員には、ご意見を控えていただく案件になります。
それでは事務局より説明をお願いします。

（事務局：磯田主任）
　介護高齢課の磯田と申します。それでは、議題２の(1)の①「地域密着型サービス事業所の指定更新について」、失礼ですが、座って説明させていただきます。
　今回、指定更新は４件ございます。１件目と２件目につきましては、既に指定更新満了日を過ぎておりますが、先ほど会長よりご説明がありましたとおり、平成２７年度第１回の本協議会で議決された議案である「指定更新に伴う協議方法について」に基づき、平成２９年９月２７日付けで、委員各位に事前のご報告をさせていただき、ご意見を伺った案件であります。本協議会では、事後協議となることをご承知おきください。なお、事前のご報告に基づくご意見・ご質問がありませんでしたことを、ご報告させていただきます。
　では、資料の１ページをご覧ください。１件目は、「有限会社ウェルネス」より申請のありました、「通所介護おいでん館」です。事業所の位置は、国府町上河原にあり、サービス種類は「地域密着型通所介護」になります。
　お手元のＡ３横の「参考資料」の左面の表をご覧ください。（２）の自宅から通って利

用するサービスにあります、⑨地域密着型通所介護と書かれているところです。右面の表の⑨をご覧ください。サービスの概要は、「食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供する小規模な施設」で、定員１８名以下の小規模なデイサービスになります。

それでは、資料１ページにお戻りください。現に受けている指定の有効期間満了日は平成２９年１０月１５日であり、平成２９年８月１６日付けで指定更新の申請書が提出されました。市としましては、８月２５日に介護保険法に基づく実地指導を行い、一部軽微な指摘事項があったものの、概ね良好な運営が図られているものと認められたため、有効期間平成３５年１０月１５日までの指定について、平成２９年１０月１５日付けで指定更新を行っています。

なお、実地指導時の主な指摘事項としては、１ページの表の下にありますとおり、「契約書及び重要事項説明書について、記載内容を適切に改め、提出すること。」、「個別機能訓練加算Ⅱに係る機能訓練は、類似の目標を持ち同様の訓練内容が設定された５人程度以下の小集団に対して行う必要があることに留意すること。」等がございました。

めくっていただいて２ページに指定更新事業所の人員基準、３ページと４ページに当該事業所のパンフレットを掲載していますので、参考にご覧ください。

続きまして、２件目です。５ページをご覧ください。「株式会社ぬくぬく」が運営いたします「小規模多機能型居宅介護ぬくぬく」です。事業所の位置は、牛久保町八幡口で、サービス種類は、小規模多機能型居宅介護になります。

お手元Ａ３横の「参考資料」の左面をご覧ください。サービスの種類は、（３）自宅で利用したり、通って利用するサービスの④となり、右面の④をご覧いただきますと、「通い」を中心に、利用者の状態や希望、家庭の事情に応じて随時「訪問」「泊まり」を組み合わせた柔軟な対応を行うサービス、になります。

それでは資料５ページにお戻りください。現に受けている指定の有効期間満了日は平成２９年１０月２７日となっており、平成２９年８月２３日付けで指定更新の申請書が提出されました。市としましては、８月３０日に介護保険法に基づく実地指導を行い、一部軽微な指摘事項があったものの、概ね良好な運営が図られているものと認められたため、有効期間平成３５年１０月２７日までの指定について、平成２９年１０月２７日付けで指定更新を行っています。

なお、実地指導時の指摘事項としましては、５ページの表の下にありますとおり、「法人役員の勤務実績について、適切に記録を残すこと。」、「サービス提供が過少である場合の減算について、１人当たり平均回数が、週４回に満たないかを確認し記録すること。」等がございました。

めくっていただいて６ページに指定更新事業所の人員基準、７ページと８ページに当該事業所のパンフレットを掲載していますので、参考にご覧ください。

続きまして、３件目です。９ページをご覧ください。「有限会社遊歩の邑」が運営いたします「グループホーム遊歩の邑わらじ」です。事業所の位置は、長沢町向谷で、サービス種類は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防の同サービスになります。

お手元Ａ３横の「参考資料」の左面をご覧ください。サービスの種類は、（５）生活の

場を自宅から移して利用するサービスの⑤となり、右面の⑤をご覧いただきますと、比較的安定した状態にある認知症の入居者に入浴・食事など日常生活上の世話や機能訓練を共同生活の中で行う施設とあり、いわゆる高齢者のグループホームと言われるものになります。

それでは資料９ページにお戻りください。現に受けている指定の有効期間満了日は平成３０年２月２８日となっており、平成２９年１１月２日付けで指定更新の申請書が提出されました。市としましては、１１月９日に介護保険法に基づく実地指導を行い、一部軽微な指摘事項があったものの、概ね良好な運営が図られているものと認められるため、有効期間平成３６年２月２９日までの指定について、平成３０年２月２８日付けで指定更新を行う予定です。

なお、実地指導時の指摘事項としましては９ページの表の下にありますとおり、「事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨の届出を提出すること。」、「利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項、運営規程の概要等は見やすい場所に掲示すること。」等がございました。

めくっていただいて１０ページに指定更新事業所の人員基準、１１ページと１２ページに当該事業所のパンフレットを掲載していますので、参考にご覧ください。

続きまして、４件目です。１３ページをご覧ください。「社会福祉法人美竹会」が運営いたします「グループホームみその」です。事業所の位置は、金沢町弁天下で、サービス種類は、先ほどの３件目の案件と同様で、認知症対応型共同生活介護及び介護予防の同サービスになります。

現に受けている指定の有効期間満了日は平成３０年３月１５日となっており、平成２９年１０月３１日付けで指定更新の申請書が提出されました。市としましては、１１月１０日に介護保険法に基づく実地指導を行い、一部軽微な指摘事項があったものの、概ね良好な運営が図られているものと認められるため、有効期間平成３６年３月１５日までの指定について、平成３０年３月１５日付けで指定更新を行う予定です。

なお、実地指導時の指摘事項としましては、１３ページの表の下にありますとおり、「看取り介護加算について、利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの記録の充実を図ること。」、「サービス提供体制強化加算Ⅲについて、職員の総数は管理者及び計画作成担当者を含める必要があることに留意すること。」がございました。

めくっていただいて１４ページに指定更新事業所の人員基準、１５ページと１６ページに当該事業所のパンフレットを掲載していますので、参考にご覧ください。

以上です。

（議長）

４件の指定更新の案件が出されております。ご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

（Ａ委員）
　９ページの「グループホーム遊歩の邑わらじ」の指摘事項の一番上のもので、「事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨の届出を提出すること。」と書いてありますが、これはヒアリングの中でこういう可能性があるということが情報として分かったため、書いてあると想像するのでが、その場合は加算が外れるだけで、指定更新の内容に影響がないことなのかどうなのか教えていただけたらと思います。

（事務局：磯田主任）
　基準上、算定をしていない加算がありますと速やかに届出して算定できないようにするようになっておりまして、実際は算定をする予定がないということでしたので、算定をしない届出を出していただいたところになります。

（Ａ委員）
　指摘事項の加算は、削除されているということでしょうか。

（事務局：磯田主任）
　そのとおりです。

（Ｂ委員）
　同じ９ページですけど、指摘事項の４番目に書いてある「介護従業者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に確保するよう努めること。」という件は、努力目標なのか、それとも、例えば新人の場合は必ず１年以内に受けないといけないとか、あるいは、内部の研修でいいのか、外部のもう少し違った趣旨の研修を受けるということなのか、内容はどのようなものでしょうか。

（事務局：磯田主任）
　基準上は、研修への参加の機会を介護従業者の質を高めるために計画的に確保することとなっておりまして、当該事業所について、実地指導を行った際に研修自体は内部のもの外部のものを含め実施されていましたが、年間計画を立てる等の計画的なものではなく、研修案内があった際に出席するような形でやっておられましたので、計画を立てて毎年きちんと実施していくようなものを決めておいてくださいとう指摘になります。

（Ｂ委員）
　職員が何年勤務したら何年目に研修を受けなければならないとか、規則上はそういうものはないということでしょうか。

（事務局：磯田主任）
　基準上はありませんが、事業所内で決めているところもあります。

（議長）
　他にご意見はありませんか。
　ご意見がないようですので、本件について事務局の説明とおりでよろしかったでしょうか。

【委員一同異議なし】

（議長）
　それでは、議題(1)の②「地域密着型サービス事業所の廃止（４件）について」、事務局より報告をお願いします。

（事務局：磯田主任）
　引き続き介護高齢課の磯田が説明させていただきます。
　今回、４件の廃止がありますが、すべて小規模なデイサービスである地域密着型通所介護事業所となります。廃止の届出手続きについてですが、介護保険法第７８条の５第２項の規定により、廃止１か月前までに届け出ることとなっていますのでご承知おきください。
　では、資料１７ページをご覧ください。１件目は、「有限会社遊歩の邑」が長沢町向谷で運営していました、「遊歩の邑わらじ音羽通所介護サービス」です。当該事業所は、先ほど指定更新の３件目、ページですと９ページから１２ページに掲載した法人が、同一建物内を隔てて運営していた事業所となります。当該事業所は、平成２８年８月１日より「利用者の相次ぐ入所・入院による利用者減少のため」という理由で、休止中となっていましたが、このたび廃止の届出が平成２９年９月１４日付けで提出され、１０月１４日付けで廃止となりました。廃止の理由としましては、「利用者の確保が困難であるため」ということです。現にサービスを受けていた者に対する措置としましては、平成２８年８月１日付けで休止する際に、既にこの法人が運営する他のデイサービスへ移行が完了しているとのことでした。
　続きまして２件目です。資料１８ページをご覧ください。「株式会社羽田野接骨院」が宿町小山で運営していました、「羽田野デイリハビリサービス」です。当該事業所は、当該事業所のある建物で接骨院を運営しておりまして、平成２９年４月１日より接骨院の一部を隔ててデイサービスを運営していたところですが、半年間運営した結果、当初の見込みよりも利用者を確保することができず、廃止の理由にありますとおり「経営困難のため」ということで、このたび廃止の届出が平成２９年９月２８日付けで提出され、１０月３１日付けで廃止となりました。現にサービスを受けていた者に対する措置としましては、利用者のケアマネジャーさんと協力して、同種の他事業所を案内する等の支援を行うことで対応済みとのことでした。
　続きまして３件目です。資料１９ページをご覧ください。「有限会社きらり」が上野三丁目で運営していました、「デイサービスきらら」です。当該事業所は、平成２９年３月１日より「事業所職員の人員不足のため」という理由で、休止中となっていましたが、このたび廃止の届出が平成２９年９月２９日付けで提出され、１０月３１日付けで廃止とな

りました。廃止の理由としましては、「事業所職員の人員不足のため」ということで、現にサービスを受けていた者に対する措置としましては、平成２９年３月１日付けで休止する際に、既に他のデイサービスへ移行が完了しているとのことでした。
　続きまして４件目です。資料２０ページをご覧ください。「株式会社大地」が御津町下佐脇市場で運営していました、「デイサービス我家」です。このたび廃止の届出が平成２９年１０月３０日付けで提出され、１１月３０日付けで廃止となりました。廃止の理由としましては、「利用者減少に伴い経営困難のため」ということで、現にサービスを受けていた者に対する措置としましては、他のデイサービスへ移行が完了しているとのことでした。
　以上です。

（議長）
　地域密着型サービス事業所の廃止についてということで、デイサービスの廃止というものが流れとして大きくあるのでしょうか。

（事務局：高橋介護高齢課長）
　介護高齢課長の高橋でございます。まず、豊川市のデイサービスセンターの数ですが、平成２９年度で７６事業所ございます。人口が同じような他市町村に比べますと、倍とは言いませんが、２０から３０程度、事業所数が多くなっております。一概に人口だけで判断されるものではありませんが、利用者が選べるという点では、すごく有利なものとなっておりますが、逆に事業者から言いますと、選んでもらわないと利用者が少なくなって、経営的に困難になるというような状況になってしまうと考えられます。そのような民間事業者の競争という中で、このようなことが発生してしまったという分析になります。
　以上でございます。

（Ａ委員）
　通っていたデイサービスが経営困難で廃止してしまうことは、利用者側にも不利益になると思いますが、例えば定員１０名の中で、４・５名しか利用者がいない日が毎日あったとすると、経営していけなくなってしまうであろうと想像するのですが、現状で経営困難な事業所が他にもあると思われますか。

（議長）
　デイサービスに関しては、市が関与する基準というものがあるのでしょうか。

（事務局：鈴木介護保険係長）
　廃止は法律上、届出だけで終わるものになります。今の法律上、総量規制のような新規参入を留める方策がないものですから、多くのデイサービスができたという経緯もあります。ただ、来年度からの法改正で地域密着型デイサービスは総量規制をかけることができるサービスになりますので、供給過多が起こることは今後静まると想像するところです。

（議長）
なんらかの規制・基準が制定されてくるということですね。

（Ｃ委員）
先ほどお話のありましたデイサービスの稼働率という問題ですが、やはり供給過多になっておりますので、どこのデイサービスも厳しいとは思います。ただ、特色のあるデイサービスはやはり強いところもあります。勝ち組と負け組がはっきりしてきたという思いがありますし、平成２７年度報酬改正のときに介護報酬がかなり下がりました。時間帯の指定の枠も変更されたので、非常にやりにくいことは確かです。今後、平成３０年にまた大きな改定を通所介護に対して行うような話が出ていますので、流れとしては、通所介護は非常にやり難いサービスになってきたかなと思いますし、小規模多機能とか３６５日２４時間体制のサービスに比べて少し中途半端なサービスになりつつあるなと思っていて、これからどのように通所介護が生き残り策を見つけていくのかが私自身もなかなか見つからないところでございます。そのような流れがあるのではと思っております。

（Ｂ委員）
第６期の介護保険事業計画を見ますと、通所介護は備考欄に平成２６年度では２５事業所と記載されていますが、先ほどの課長さんの説明ですと、今、７６事業所あるとのことでした。また、整備目標では通所介護は４５０人の定員を目標としていると書いてあります。２５事業所から７６事業所になった際の定員はどのようになっているのかということと、もう１点は、居宅介護支援事業所のケアマネジャーがどこのデイサービスセンターが利用可能であるといった情報は、それぞれのケアマネジャーが把握していて、利用者に説明をしながらサービスの提供を行う業務を行っているのか、または市から居宅介護支援事業所に情報提供されているものなのかの２点についてお答えください。

（事務局：内藤介護高齢課主幹）
２点目からお答えしたいと思います。デイサービスをケアマネジャーはどのように探しているのかということだと思いますが、現実には、ここが現在どれくらい空いているのかという情報は、順次捕まえているという状況ではございません。デイサービスはお一人が毎日通うという制度ではなく、人によっては週１回、あるいは週２・３回ということで、ご本人の利用したい曜日がまちまちでございます。ですから、週５日営業していたとしましても、満員の日もあれば空いている日もあるということで、空きの日とご本人の希望する曜日を組み合わせながらケアマネジャーさんは計画を作成していくというのが現状だと思います。
それと、Ｃ委員からお話がありましたが、デイサービスにはいろいろな特色がございます。ですから、利用する方のご希望を聞きながら、その方の希望に合うような場所を選び、また、空きの曜日を選ぶというようなことを考えながらケアマネジャーさんは利用者と事業所のマッチングをしていきますので、空いているからという単純なかたちではないかなと理解しています。

（事務局：高橋介護高齢課長）
　１点目の定員の話です。介護保険事業計画は地域密着型の通所介護となります。先ほど、私が申した７６事業所という数字は、県が指定する大規模な通所介護も含めて豊川市全体での数字をお伝えさせていただいております。また、平成２８年４月１日から地域密着型サービスの通所介護が県から移行されまして、その当時は３５事業所が県から移譲を受けており、定員４５０という数字は事業所数２５かける事業所の定員の最大数である１８名で、４５０という定員数の目標値を定めさせていただいているものです。

（Ｂ委員）
　ケアマネジャーの話ですが、ケアマネジャーが自分のところでデイサービスがあれば、ケアマネジャーが自分のところで週３回サービスを受けられますとなると思いますが、高齢者の立場からすると、あと、１・２回通いたいとなった場合に、ケアマネジャーが他の情報を知っていなくて、相談が乗れるのかという気がします。週４・５日見てもらわないと家族の負担が軽減できないという場合に、そのケアマネジャーとのやり取りだけでは解消されないと思うのですが、ケアマネジャーはデイサービスセンターと直接やり取りするということでしょうか。また、市には、そういった情報は一切入っていないということでしょうか。

（事務局：内藤介護高齢課主幹）
　随時、ニーズの変動はありますので、たとえば、ご本人が週５回使いたいということになれば、週５回空きがあるところをケアマネジャーさんが事業所と直に連絡を取りながら、確認していくというのが現状となっております。

（Ｃ委員）
　ケアマネジャーは、基本的に自社のサービスだけを選択することはできないことになっております。ですから、Ａというデイサービスと居宅介護支援事業所が同じ会社であっても必ずＡというデイサービスに入れるということではございません。これは今、「囲い込み」といって非常に問題となっていますが、そういう体制ではなく、いくつかのデイサービスをご覧いただいて、その中で、ご利用者様やご利用者様の家族が選択するデイサービスを使うというのが基本でございます。１つのデイサービスだけではなくて、月曜日はここのデイサービス、水曜日はここのデイサービスというようにいくつかのデイサービスを使うことは要介護の人でしたらできます。ただ、３回を５回にしたいといった時に問題となるのは、デイサービスの介護報酬で限度額を超えはしないかで、超えた部分は全額自費で１０割負担になりますので、その問題でケアマネジャーはお金の計算等のマネジメントをすべてご利用者様とご利用者様の家族と合わせてやっていくことになっていますので、ご希望があれば１つのデイサービスだけではなくて、他の曜日は他のデイサービスを使うこともできます。ケアマネジャーは自分のところのデイサービスや訪問介護だけ使っていると自分たちの報酬を減額するルールが介護報酬の中にありますので、全員を自分のところのデイサービスを使うということは基本的にはできません。

（Ｄ委員）
　１人の利用者さんが複数のデイサービスを使えるということは、同時に複数のデイサービスを見ることができますので、利用者さんが比較して、どうしてもそこで事業所が淘汰されると思いました。話は違いますが、１８ページの２件目ですが、半年で閉めているので、期間的にはすごく短い感じがするのですが、最初から多くの利用者が確保できるとは思えないので、それなりの資金を用意し、ランニングコストを考えてやっていると思いますが、それにしても半年だと早すぎると少し思ったのですが、やることにより補助金が入ってくるだとか、先ほどお話がありました規制がこれから掛かるから駆け込みでやったとか理由が何かあったのでしょうか。

（事務局：鈴木介護保険係長）
　当該事業所につきましては特に補助金もありませんし、規制もありません。接骨院が午前中の診療時間と夕方の診療時間の間の空いた時間で接骨院の場所を使ってデイサービスをやりたいというお話がありました。私もあまり詳しくありませんが、このような営業形態が愛知県下でも流行り始めているということで、それではうちもやってみたいと、そして、やってみたところお客さんが集まらなかった、だから辞めるという単純にこのようなことでした。

（Ｅ委員）
　先ほどの件に戻ってしまいますが、話を聞いていて思ったことで、第１回目の時にも言ったような気がしますが、複数の事業所を使うことができるということは分かりましたが、ケアマネジャーや利用者・家族にとって、その情報を得るということについて、直接事業所に問い合わせるのではなくて、簡単に分かるようなシステムというのがあると便利ではないかと思いますが、そういったことはとても難しいことなのでしょうか。日々、利用者数が変わってくるということは分かりますが。

（Ｃ委員）
　稼働率というか、その日に何人ご利用になっていて、何人空きがありますというようなものは、ケアマネジャーへは各通所介護事業所がＦＡＸ等で毎月、営業活動としてやっていると思います。行政が稼働率を把握しているかというと、事業所が報告する義務もなければ、行政も把握する形態になっていないので、行政が関わるということはないと思います。ただ、デイサービスを選ぶ場合にケアマネジャーがまず大事にするのは、その方のお住まいの近隣であるとか、長い時間ご家族から離れて生活をする方が良いのか、それとも短時間でリハビリテーションを中心にした方が良いのか、そこには理学療法士がいるのか、それとも介護職員がリハビリをやっているのかというような、その事業所の特色を選んで提案をします。１つの事業所だけを提案するということはほとんどないと思いますが、それがあったら、逆に自分のところに囲い込んでいるのではないかというようなケアマネジャーさんだと思いますので、その点はご利用になる方から他の事業所は知りませんかというようなことをお話しいただいても構わないと思います。そのように考えて選択をいくつ

か出して、その中で選んでいただくのが本筋でございます。

（Ｆ委員）
　先ほど稼働率が低いというお話が出ていましたが、ケアマネジャーさんは囲い込み傾向にしていかないと、自社関連の利用者さんが少なくなってきつくなるのではないかと考えていたのですが、そういうことは考えられるのではないかと思いました。
　それと、複数のケアマネジャーさんを利用することはできるのでしょうか。また、ビッグデータになってくると、ケアマネジャーの関与する余地がなくなってくるという話も聞いたのですが、そんなことはあるのでしょうか。

（事務局：鈴木介護保険係長）
　まず１点目の囲い込みをしないと経営が苦しいのではないかというのは、実際そういった面もあるのかもしれませんが、法律上、囲い込みはきつく禁止されているところですので、目に見えて囲い込みをするようなところは実地指導等で確認していくところでございます。
　ケアマネジャーさんの利用についてですが、２人同時にというのは、今のところできません。ただ、１人お選びになって、どうしても反りが合わない等の場合は、契約関係になりますので、その方との契約を解消して別のケアマネジャーさんを探すことは可能です。
　３点目のビッグデータについては、豊橋市がモデル的に始めたのですが、人工知能を使って、まず、ケアマネジャーが人の目でその方をどういう状況にあるかアセスメントします。それを人工知能に打ち込むと、この人には例えば週３回どこのどういったデイサービスと月に１回どこのショートステイが最適であるかという等のビッグデータを利用したケアプランの作成が今後の流れとしてあるようです。

（Ｃ委員）
　ケアマネジャーは１人の受け持ち件数の上限が決まっていますので、現状上限でやっているケアマネジャーも、忙しい中なんとかできているかなと思いますが、これ以上の件数となりますと、非常に難しい部分はあるかと思います。ただ、人工知能を使っても人の感情とかはなかなか読み取れない部分はありますので、ケアプランは最終的にケアマネジャーが作るとして、それに必要な情報は人工知能を使って収集して提案をしていき、それを取捨選択するというかたちになると聞いていますので、すべてのケアマネジャーがいらなくなるわけではなく、ビッグデータで処理するものを上手く使ってやっていくことになると思っております。

（Ｇ委員）
　廃止の内容③の廃止理由について、事業所職員の人員不足とあり、ここだけ他と違う理由であると思いますが、元々介護保険事業所は職員不足であるという話がありますが、募集しても集まらなかったということでしょうか。
　あと、豊川市は地域密着型通所介護が多いということですが、４月から総合事業が始ま

りましたが、総合事業で地域密着型と同じようなサービスを提供するのか、そこのところの兼ね合いが分からないところがありますが、そこに市が介護保険ではなく予防としてやっていこうという状況にあって、地域密着型サービスの事業所が辞めてしまうというところが、気になるところですが、実際にはサービスを必要としている人が少ないのでしょうか。

（事務局：鈴木介護保険係長）
　１点目のご質問ですが、事業所職員の人員不足のためというところですが、全般的に介護職員を募集したところ集まらなかったと、また、ぎりぎりの人数でやっているところ退職者が出てしまったという話を伺っております。

（事務局：高橋介護高齢課長）
　総合事業の関係ですが、デイサービスとホームヘルプの事業のみを行うものが総合事業として、今までの介護予防サービスから移行されております。総合事業につきましては、地域密着型サービスの事業所だけではなく、県が指定している通所介護の事業所もあります。総合事業のサービスにつきましては、これまでデイサービスを使ってきた方がそのまま使うことができるもの、これは現行相当サービスと言いますけれども、そのサービスはその事業所がそのまま引き継いでやれるということでありますので、移行はされましたがサービスはそのまま継続しております。ただ、広域型と呼ばれるサービスがありますが、これは通常のデイサービスよりも人員基準等を軽減いたしまして、その事業所については、豊川市では通常の現行相当の８割の介護報酬で事業をやっていただいております。その事業については、手を挙げている事業所はまだ少ない状態となっております。ただ、逆に言いますと、平成２９年度につきましては、これまで要支援１・２の認定を受けていた方が更新の時期を迎えるときに初めて再度、現行相当なのか広域型という基準の緩和したものに該当するのか順次移行していきますので、これから平成３０年度に広域連合になってから、そのような事業所が増えていくのではないかと考えております。

（Ｇ委員）
　広域型の指定は、このような会議で協議されるのでしょうか。

（事務局：高橋介護高齢課長）
　この介護保険事業運営協議会での協議はありません。ただ、平成３０年度になりますと、指定関係は広域連合に移行されてまいります。介護保険の事業全般につきましては、広域連合の方で、介護保険の事業運営に係る協議会を作ってまいりますので、そちらの方で決定や内容を評価していくことになると考えております。

（議長）
　他にご意見がありましたらお願いします。
　ご意見がないようですので、議題（１）の②につきましては、事務局の報告のとおりでよ

ろしくお願いします。
　続きまして、議題（１）の③「地域密着型サービス事業所整備事業者の公募について」ですが、本議題につきましては、地域密着型サービスの整備事業者を選定する案件ですので、公平な選定とするにあたり、協議内容を非公開とし、資料については、協議後に回収することとしてよろしいでしょうか。

【委員一同異議なし】

（議長）
　では、異議なしと認め、本議題は非公開とします。
　それでは事務局から説明をお願いします。

**次第２　(1)　地域密着型サービスについて　③地域密着型サービス事業所整備事業者の公募について（協議）**

**【非公開】**

（議長）
　次に「次第３　その他」ですが、事務局より連絡事項等はありますか。

（事務局：中尾介護高齢課長補佐）
　次回の第３回運営協議会について、３月中に開催する予定ですので、よろしくお願いします。

（議長）
　以上で、本日の議題の協議を終了し、これをもちまして、平成２９年度第２回豊川市介護保険事業運営協議会を終了させていただきます。長時間にわたりご協力ありがとうございました。